

# 不法投棄実態調査 報告書

平成28年3月

沖縄県環境部環境整備課

## 1. 不法投棄実態調査報告（平成26年度）

### （1）調査概要

本調査は、平成8年度から平成13年度に実施されていた「産業廃棄物等不法投棄実態調査」の調査手法を基本とし、県内における産業廃棄物及び一般廃棄物の不法投棄事案について、県内全市町村の協力のもと実施した調査である。

### （2）調査対象

産業廃棄物及び一般廃棄物の平成26年度における新規不法投棄及び不法投棄残存事案のうち、1か所での合計数が1トン以上の不法投棄事案。

### （3）調査対象期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで。

### （4）調査方法

ア 各保健所を経由し、全市町村あて調査票を送付し、平成27年3月末までに把握している不法投棄情報を収集。（那覇市については、直接依頼している。）

イ 各市町村から提供された情報について、県が保有する情報との確認及び照合を行い、必要に応じ現場確認等を行い、それをもとに当該報告書を作成した。

### （5）特記事項

調査票を送った市町村の回答によると、9市3町9村から不法投棄事例の報告があった。

なお、当該調査報告書の重量（トン）については小数点以下を、%表示については小数点第一位以下を四捨五入しているため、総数と個々の数値の合計が一致しないものがある。

## 2. 調査結果

### (1) 不法投棄件数、総重量の推移

平成 26 年度に把握した不法投棄件数は 105 件であった。件数の推移を図 1、総重量の推移を図 2 に示す。105 件のうち、平成 26 年度中に新たに投棄現場が報告された事案が 18 件、平成 25 年度以前から残存している事案が 87 件であった。不法投棄件数の推移は、平成 11 年度をピークにそれ以降は減少傾向にあったが、平成 19 年度以降は再び増加に転じ、平成 23 年度以降再び減少傾向にある。

また、平成 26 年度における不法投棄廃棄物の総重量は 1,737 トンであり、前年度の 1,338 トンから約 400 t 増加した。

なお、不法投棄物の総重量については見込みの量を示すため、実際の撤去量と相違する場合がある。

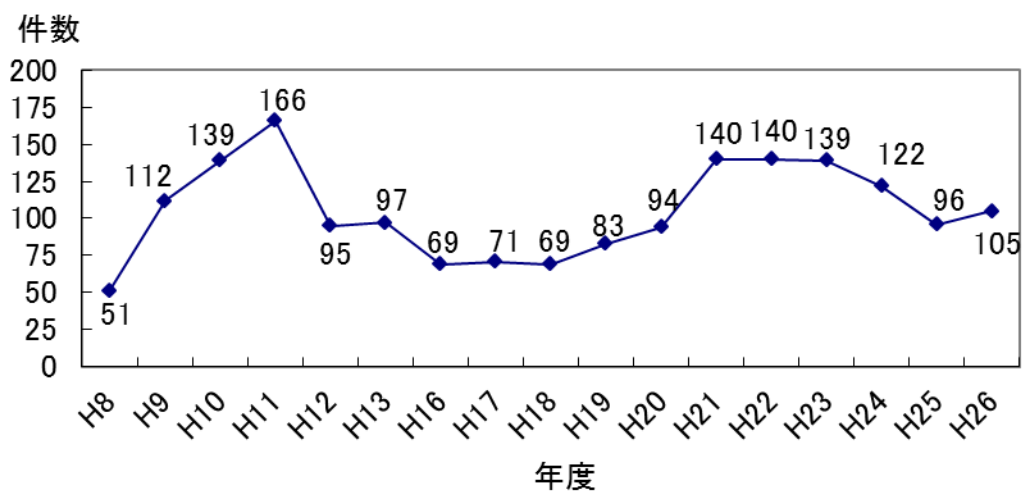


図1 不法投棄件数の推移

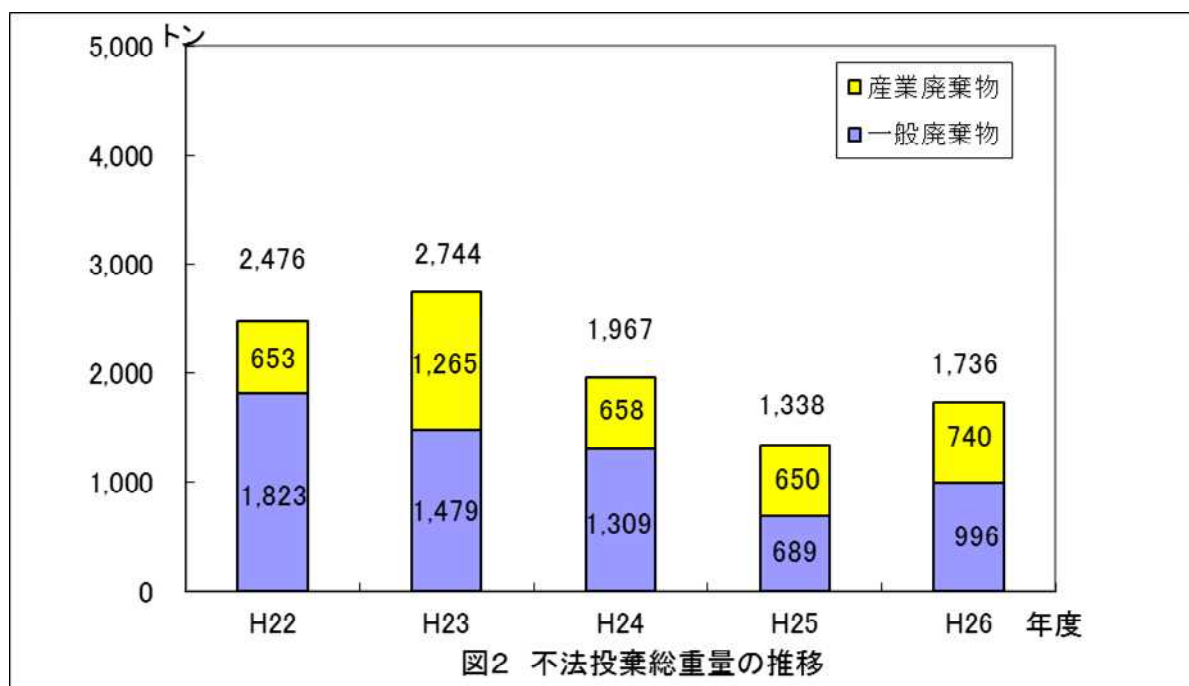


図2 不法投棄総重量の推移

## (2) 不法投棄場所の内訳

平成 26 年度に把握した 105 件の不法投棄場所の内訳について図 3 に示す。

投棄場所の各件数は、①原野(37 件)、②森林・山林等(26 件)、③農用地(15 件)、④河川敷・海岸等(9 件)、⑤その他(18 件) (道路、墓地など) となっている。

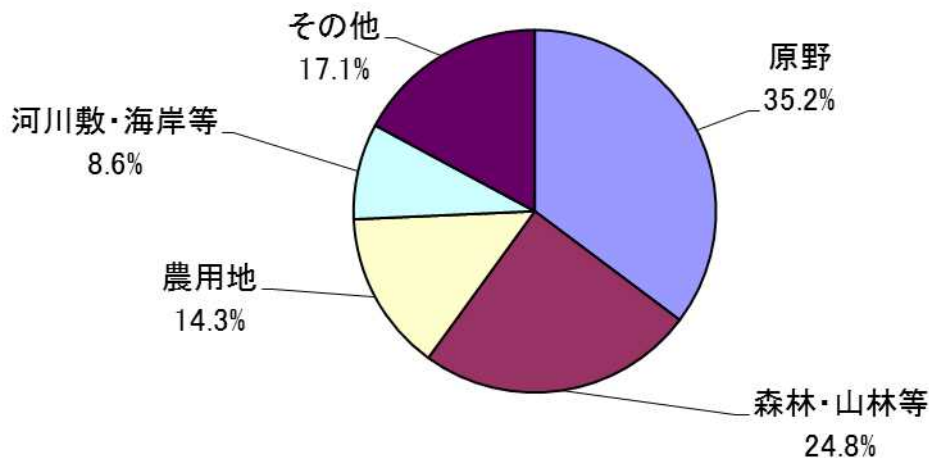


図3 不法投棄場所の内訳

## (3) 撤去前の不法投棄物の内容

### ア 不法投棄物の内訳 (重量別)

平成 26 年度における不法投棄された廃棄物の総重量は 1,737 トンとなっており、うち産業廃棄物は 740 トン (42.6%)、一般廃棄物は 996 トン (57.4%) となっている。

産業廃棄物の内訳について図 4 及び表 1 に示す。①廃プラスチック類(廃タイヤ)355 トン(20.4%)、②廃プラスチック類(その他)189 トン(10.9%)、③廃プラスチック類(農業系)75 トン(4.3%)、④建設混合廃棄物 25 トン(1.4%)、⑤がれき類 11 トン(0.6%)、⑥その他産業廃棄物 85 トン(5.0%) となっている。

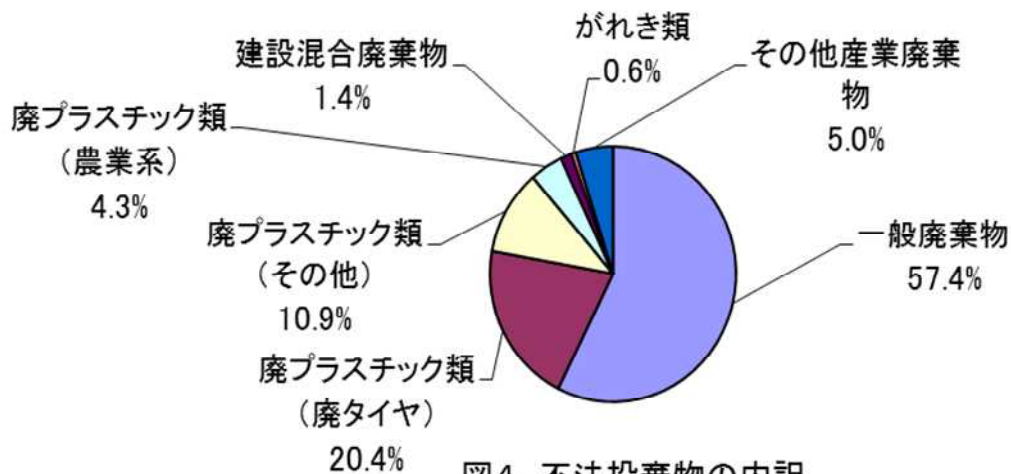


図4 不法投棄物の内訳

表1 不法投棄物の内訳

廃棄物の種類		重量(トン)	割合(%)
一般廃棄物		996	57.4%
産業廃棄物		740	42.6%
内 訳	廃プラスチック類(廃タイヤ)	355	20.4%
	廃プラスチック類(その他)	189	10.9%
	廃プラスチック類(農業系)	75	4.3%
	建設混合廃棄物	25	1.4%
	がれき類	11	0.6%
	その他産業廃棄物	85	5.0%
合 計		1,737	100%

イ 産業廃棄物の不法投棄物の内訳（重量別）

不法投棄物を産業廃棄物に限って内訳を示すと図5及び表2のようになる。

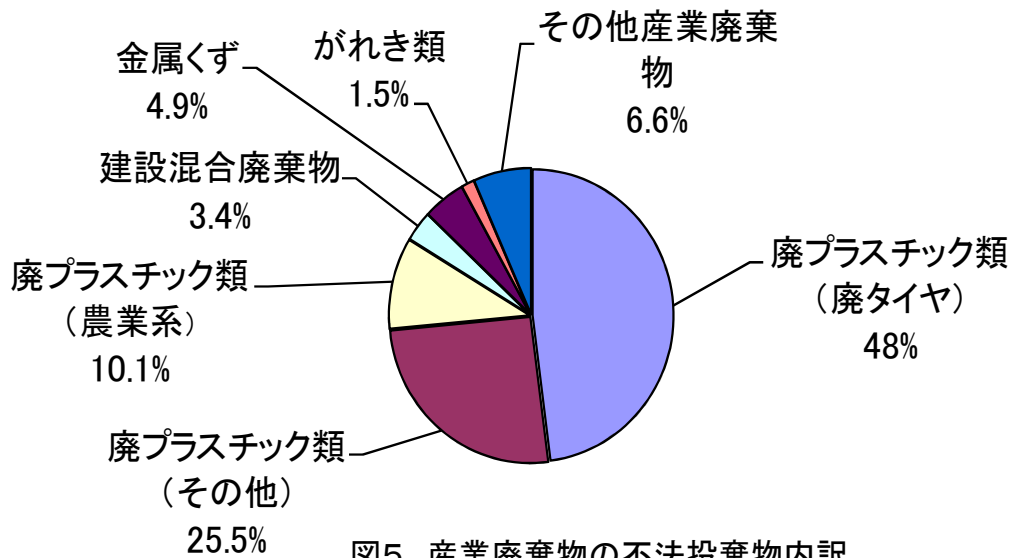


表2 産業廃棄物の不法投棄物の内訳

廃棄物の種類	重量(トン)	割合(%)
廃プラスチック類(廃タイヤ)	355	48%
廃プラスチック類(その他)	189	25.5%
廃プラスチック類(農業系)	75	10.1%
建設混合廃棄物	25	3.4%
金属くず	36	4.9%
がれき類	11	1.5%
その他産業廃棄物	49	6.6%
産業廃棄物合計	740	100%

#### ウ 一般廃棄物の不法投棄物の内訳

一般廃棄物については、調査票の関係上、自由記述としたことから詳細な内訳及び割合等は不明であるが、「廃家電類」「粗大ゴミ」「家庭ごみ」等が記載されており、複数の種類の一般廃棄物が同一場所に不法投棄されている状況が多く報告されている。

#### エ 産業廃棄物と一般廃棄物の混在状況

不法投棄現場における産業廃棄物と一般廃棄物の混在状況を図6に示す。

産業廃棄物のみの投棄が19件(18.1%)、一般廃棄物のみの投棄が45件(42.9%)、混在状態の投棄が41件(39.0%)となっている。

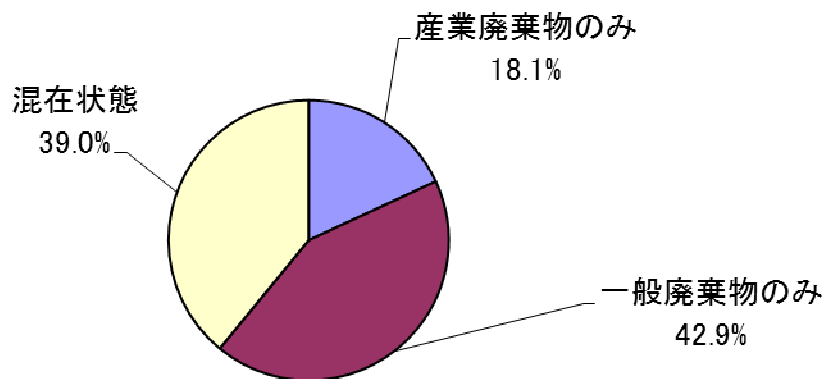


図6 産業廃棄物と一般廃棄物の混在率

#### (4) 不法投棄の行為者

##### ア 不法投棄行為者の種類

今回の調査において確認された不法投棄105件中、不法投棄行為者が判明している件数が4件、不明が101件となっている。

判明した案件の不法投棄行為者は無許可業者によるものが1件、土地所有者によるものが3件であった。

##### イ 不法投棄行為者に対する指導状況

不法投棄行為者が判明している事案について、現在の状況は撤去済みの事案が3件、撤去指導中の事案が1件である。

(5) 不法投棄物の撤去と撤去後の残存件数

ア 不法投棄物の撤去件数

平成 26 年度不法投棄撤去件数を図 7 に示す。平成 26 年度に行われた不法投棄物を全量撤去した事案の件数は、21 件であった。

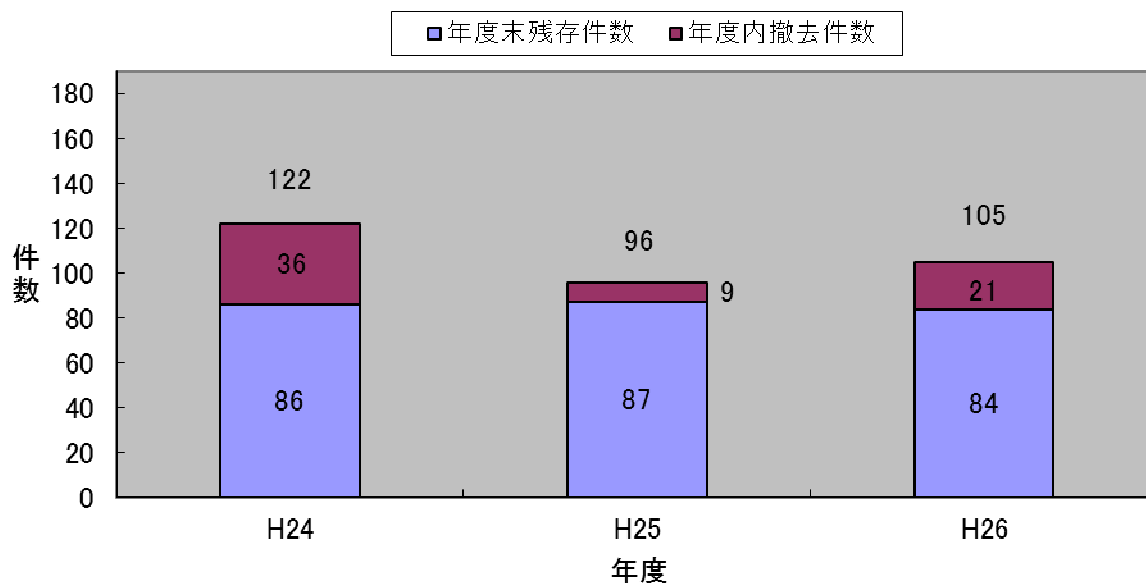


図7 年度内撤去件数と年度末残存件数の推移

イ 不法投棄物の撤去量

平成 26 年度不法投棄撤去量を図 8 に示す。平成 26 年度に行われた不法投棄物の撤去量は 247 トンであった。内訳は産業廃棄物 75 トン (30.4%)、一般廃棄物 172 トン (69.6%) となっている。

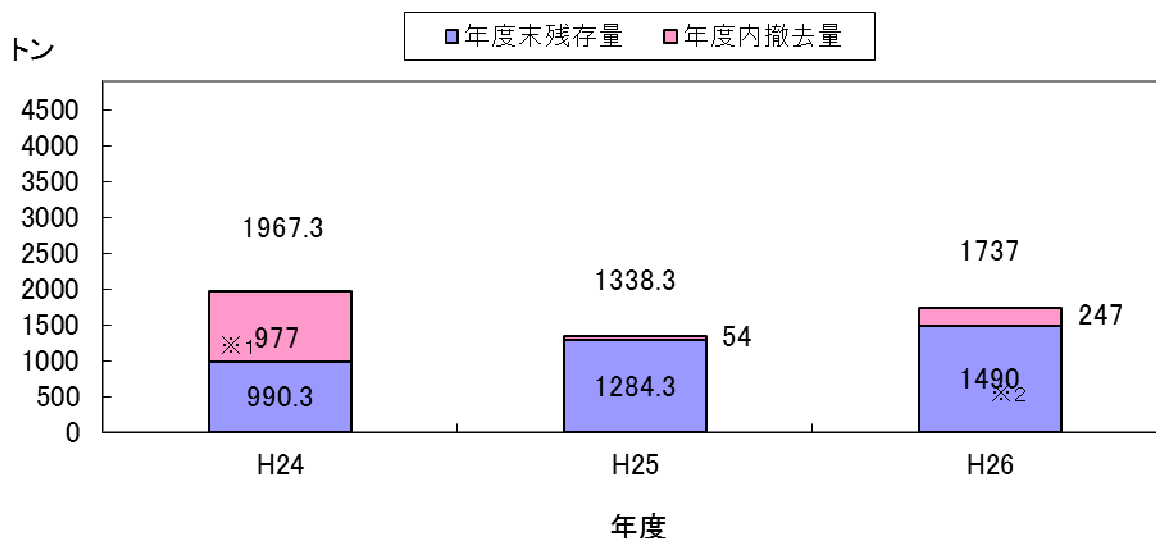


図8 年度内撤去量と年度末残存量の推移

※1 平成 24 年度の撤去量については、一部の自治体から訂正があった報告を受けて 6,397 トンから 977 トンに変更している。

※2 平成 26 年度の残存量については、一部の投棄現場の再調査で、より正確な残存量を算出したと報告を受けたため、これまで推定していた残存量と比べると大幅に減少した。

(6) 撤去後の不法投棄物の内容

ア 撤去後の不法投棄物の残存量の内訳（重量別）

平成 26 年度における不法投棄された廃棄物の撤去後の残存量は 1,490 トンとなっており、うち産業廃棄物は 666 トン（44.7%）、一般廃棄物は 824 トン（55.3%）となっている。

産業廃棄物の内訳について図 9 及び表 3 に示す。①廃プラスチック類（廃タイヤ）354 トン（23.8%）、②廃プラスチック類（その他）186 トン（12.5%）、③廃プラスチック類（農業系）43 トン（2.89%）、④建設混合廃棄物 14 トン（0.94%）、⑤がれき類 10 トン（0.7%）、⑥その他産業廃棄物 59 トン（3.9%）となっている。

なお、不法投棄物の残存量については見込みの量を示すため、実際の撤去量と相違する場合があります。

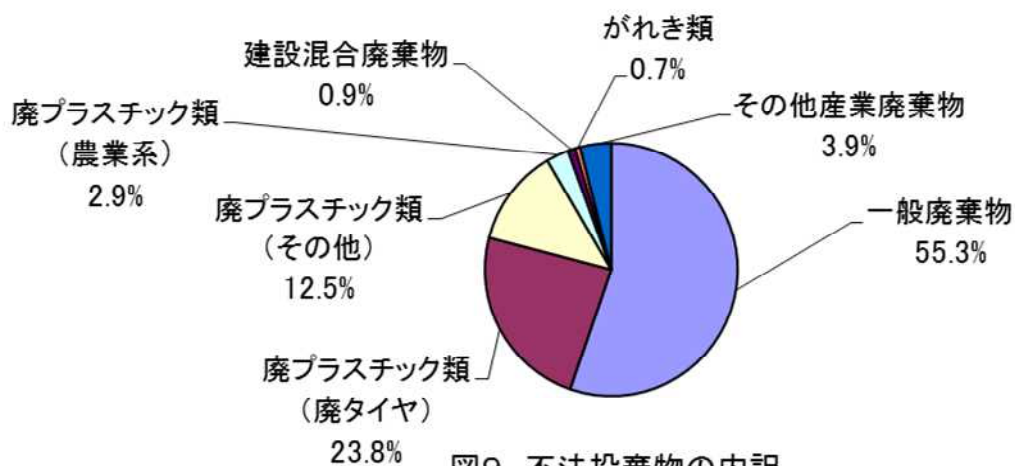


表 3 不法投棄物の内訳

廃棄物の種類		重量(トン)	割合(%)
一般廃棄物		824	55.3%
産業廃棄物		666	44.7%
内 訳	廃プラスチック類(廃タイヤ)	354	23.8%
	廃プラスチック類(その他)	186	12.5%
	廃プラスチック類(農業系)	43	2.9%
	建設混合廃棄物	14	0.9%
	がれき類	10	0.7%
	その他産業廃棄物	59	3.9%
合 計		1,490	100%



イ 撤去後の産業廃棄物の不法投棄物の内訳（重量別）

不法投棄物を産業廃棄物に絞って内訳を示すと図10及び表4のようになる。

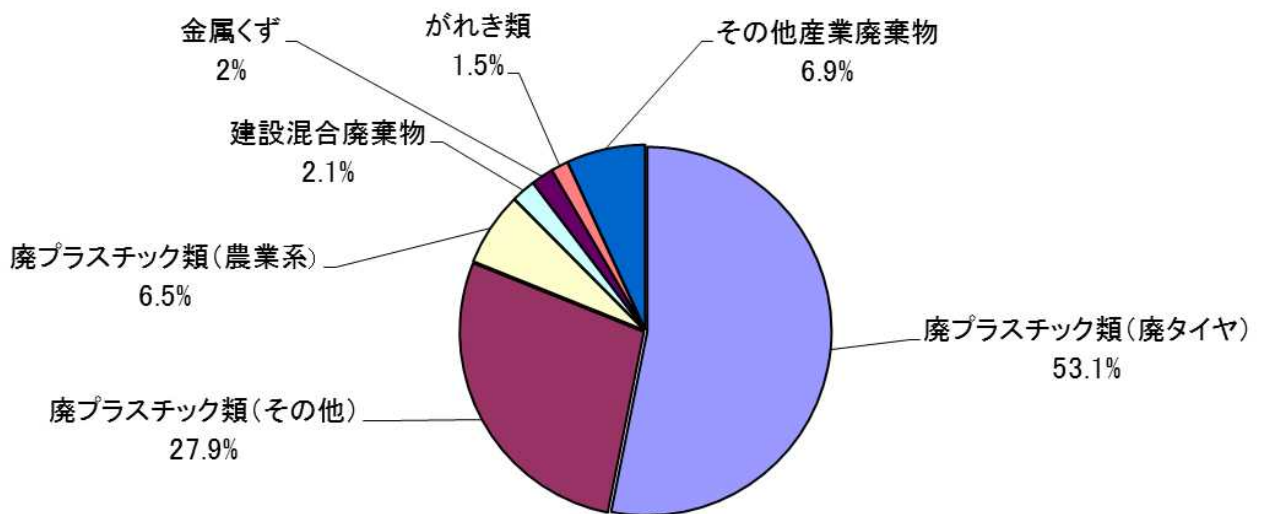


図10 産業廃棄物の不法投棄物内訳

表4 産業廃棄物の不法投棄物の内訳

廃棄物の種類	重量(トン)	割合(%)
廃プラスチック類(廃タイヤ)	354	53.1%
廃プラスチック類(その他)	186	27.9%
廃プラスチック類(農業系)	43	6.5%
建設混合廃棄物	14	2.1%
金属くず	13	2.0%
がれき類	10	1.5%
その他産業廃棄物	46	6.9%
産業廃棄物合計	666	100%

### 3. 保健所管内別調査結果

#### (1) 保健所管内別不法投棄件数の推移

保健所別不法投棄件数の推移を図9に示す。

なお、平成14年度に、石川保健所とコザ保健所の2保健所が合併して中部保健所が設立されたため、当該報告書での中部保健所の数字は旧石川保健所と旧コザ保健所の合計数で集計している。また、平成25年度に那覇市の中核市移行に伴い、中央保健所が廃止され、那覇市保健所が設立されたため、那覇市内を除く旧中央保健所管内の件数は平成25年度から南部保健所に計上している。那覇市は平成25年度から集計している。

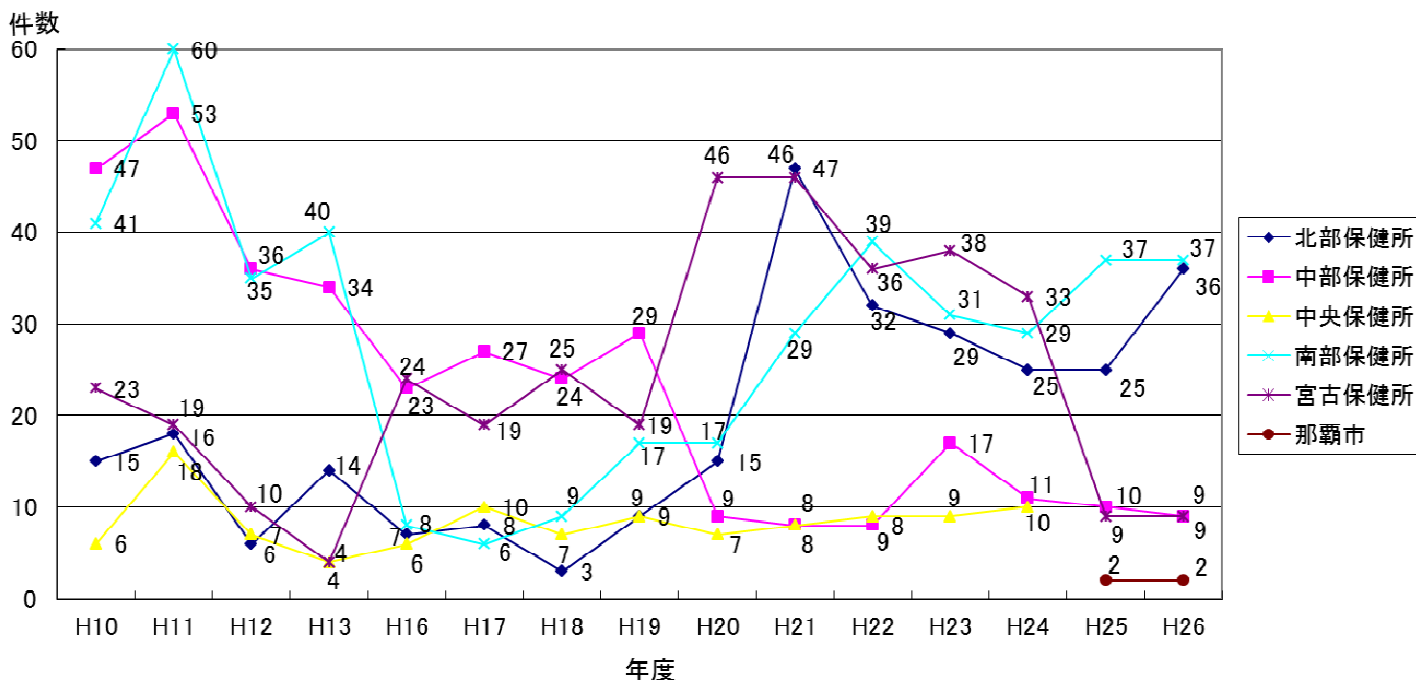


図9 保健所管内別不法投棄件数の推移

#### (2) 保健所管内別不法投棄場所の内訳（件数）

各保健所管内の不法投棄場所について表3に示す。

表3 保健所管内別不法投棄場所の内訳

保健所名	原野	森林等	河川敷・海岸等	農用地	その他	計
北部	17	12	1	4	2	36
中部	0	1	0	1	7	9
南部	14	4	5	8	6	37
宮古	5	0	2	1	1	9
八重山	0	9	1	1	1	12
那覇市	1	0	0	0	1	2
合計	37	26	9	15	18	105

(3) 保健所管内別不法投棄物の内容

ア 保健所管内別不法投棄物の内訳

保健所管内別の不法投棄内訳を図10及び表4に示す。

重量別では北部保健所が最も多く、宮古保健所、南部保健所と続いている。

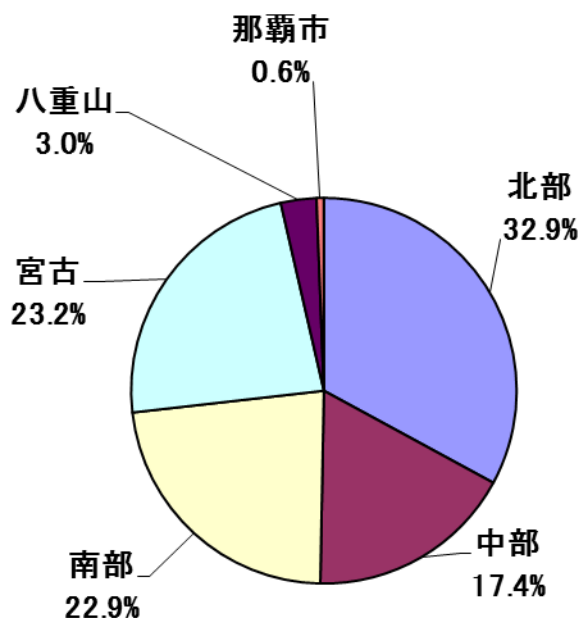


図10 保健所管内別不法投棄状況(重量比)

表4 保健所管内別不法投棄状況

保健所名	件数	件数における割合 (%)	産業廃棄物重量(トン)	一般廃棄物重量(トン)	重量(合計)(トン)	重量における割合 (%)
北部	36	34.3%	189	382.6	571.6	32.9%
中部	9	8.6%	284.9	17	301.9	17.4%
南部	37	35.2%	92.3	305.3	397.6	22.9%
宮古	9	8.6%	166.9	235.9	402.8	23.2%
八重山	12	11.4%	7.0	45	52	3.0%
那覇市	2	1.9%	0.3	10.3	10.6	0.6%
合計	105	100%	740	996	1,737	100%

イ 保健所管内別の産業廃棄物と一般廃棄物の混在状況

保健所管内別の不法投棄現場における産業廃棄物と一般廃棄物の混在状況を表5に示す。

表5 保健所管内別産業廃棄物と一般廃棄物の混在状況（件数）

保健所名	産廃	一廃	混廃	計
北部	7	22	7	36
中部	3	1	5	9
南部	6	13	18	37
宮古	1	0	8	9
八重山	2	9	1	12
那覇市	0	1	1	2
合計	19	46	40	105
(%)	18.1%	43.8%	38.1%	

## 4 本県の取り組み状況

### 【概要】

不法投棄等の廃棄物の不適正処理は、生活環境に支障を及ぼすだけでなく、自然や景観を損ね、観光振興にも影響を与えかねない問題である。

このため沖縄県では、不法投棄防止対策として県、警察本部、海上保安本部等で構成する「沖縄県廃棄物不法処理防止連絡協議会」の設置、及び各保健所に市町村及び各警察署等で構成されるネットワーク会議を設置して、合同パトロールを実施している。

また保健所の環境衛生指導員による監視指導体制に加え、平成 16 年度から県警OBを沖縄県廃棄物監視指導員として保健所に配置し、平成 22 年度から不法投棄監視員を配置して、監視体制を強化している。

今後とも県警、市町村等関係機関との連携を強化するとともに、沖縄県廃棄物監視指導員等の配置により、監視体制を強化していくこととしている。

### 【実施している関連施策】

- (1) 産業廃棄物処理業者及び自動車リサイクル法許可業者への監視指導等
- (2) 排出事業者に対する監視指導及び法令遵守の周知
- (3) 沖縄県廃棄物不法処理防止連絡協議会の運営及び関係機関の連携による不法投棄防止に関する合同パトロールの実施
- (4) 沖縄県産業廃棄物監視指導員（県警OB）を保健所に配置（平成 16 年度～）  
沖縄県不法投棄監視指導員（県警OB）を保健所に配置（平成 22 年度～）
- (5) 市町村職員併任による産廃処理施設立入、監視カメラ導入による監視指導体制強化
- (6) 廃棄物不法処理防止ネットワーク会議を各保健所に設置（平成 18 年度～）

### 【産業廃棄物処理業者等への指導状況等】

- (1) 立入検査状況（平成 26 年度）

産業廃棄物処理業者	624回
（産業廃棄物）排出事業者	275回

- (2) 行政指導等の状況（平成 26 年度）

・告発	0件
・措置命令	0件
・改善命令	7件
・取消処分	2件
・停止処分	2件
・勧告	10件

## 5 まとめ

### (1) 不法投棄件数と推移

今回の調査では、不法投棄件数が105件であり、前年度の96件と比較すると若干増加する結果となった。増加の要因は、平成26年度に新たに発覚した事案が2倍の18件発生したことにある。しかし、平成25年度中の9件の撤去件数に対して、平成26年度には、105件の不法投棄件数のうち21件が撤去され、過去3年間のうち最も少ない残存件数（84件）となった。

### (2) 不法投棄場所の内容

不法投棄件数は、原野、森林・山林等で6割を占める。

### (3) 不法投棄物の内容

平成13年度調査以降単位を重量（トン）に統一して推計を行っている。

今回調査では、重量別総量1,737トンとなっており、うち産業廃棄物740トン（42.6%）、一般廃棄物996トン（57.4%）であった。前回調査では総量1,338トン、産業廃棄物650トン（48.6%）、一般廃棄物688トン（51.4%）となっており、重量については前回調査と比較して増加している。

不法投棄場所における産業廃棄物及び一般廃棄物の混在状況については、105件中41件が産業廃棄物と一般廃棄物が混在している現場となっており、前回調査と比べ産業廃棄物と一般廃棄物の混在の不法投棄件数の割合は同程度であった。

また、一般廃棄物の不法投棄現場では、廃家電、粗大ごみ、家庭ごみ等の投棄されている現場が多数報告されている。

産業廃棄物の重量別内訳では、「廃プラスチック類（廃タイヤ）」、「廃プラスチック類（その他）」、「廃プラスチック類（農業系）」の廃プラスチックが大部分を占めている。

### (4) 不法投棄物の撤去と残存事案

平成26年度不法投棄物撤去件数は21件と、平成25年度の9件から増加した。撤去量については、平成25年度約54トンに対して平成26年度は約247トンに増加している。

平成26年度不法投棄物撤去後の残存件数は84件、見込みの残存量は約1,490トンとなっている。

### (5) 不法投棄の行為者及び対応状況

今回、不法投棄行為者が判明した事案は、105件中4件であった。判明した案件の不法投棄行為者は無許可業者によるものが1件、土地所有者によるものが3件であった。

今後も継続して、保健所等による不法投棄者の特定調査を強化するとともに、新たな不法投棄を防止するため、定期的な監視等、関係機関と協働して対応する必要がある。